

◇DV防止啓発カード・冊子をご活用ください◇

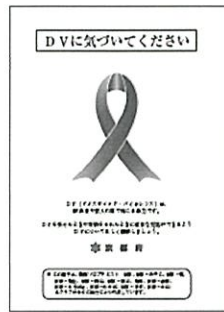
京都府では、DV被害を受けたときや相談されたときに適切な対応ができるよう、DVの実態や主な相談窓口を紹介する、防止啓発カードや冊子を作成しています。

冊子については、府内市町村窓口等において配布しており、カードについては、市町村役場やスーパー、公共施設等の女性用トイレ等に設置しています。その他、設置に御協力いただける場合は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】京都府府民生活部男女共同参画課（TEL075-414-4291）



DV 防止啓発カード



DV 防止啓発冊子

～ひとりで悩んでいませんか？～

DVは自分たちだけで解決するのが難しい問題です。

あなたが非難されることはありません。DVかもしれないと思ったら、勇気を出して相談窓口にご相談ください。プライバシーは固く守ります。

※ 京都府内の主な相談機関 緊急時・危険を感じたら迷わず110番

相談機関	電話番号	開設日・時間
京都府家庭支援総合センター	075-531-9910 DV相談専用	毎日 9:00～20:00（年中無休） * 緊急の場合は24時間受付
京都府南部家庭支援センター （宇治児童相談所）	0774-43-9911 DV相談専用	平日 9:00～17:00
京都府北部家庭支援センター （福知山児童相談所）	0773-22-9911 DV相談専用	平日 9:00～17:00
京都府男女共同参画センター らら京都 女性相談	075-692-3437	月～土曜日（水曜日・祝日・年末年始除く） 10:00～18:00（月・火曜日 19:00まで）
京都府警察 総合相談室	075-414-0110 （短縮ダイヤル#9110）	月～金曜日（祝日は除く） 9:00～17:45
京都市DV相談支援センター	075-874-4971	月～土曜日（祝日・年末年始除く）9:00～17:15 受付時間外は075-874-7051（緊急ホットライン）へ
男性のためのDV電話相談	075-277-1326	第2・4火曜日（祝日・年末年始除く） 19:00～21:00（受付は20:30まで）

この他にも各市町村役場などに相談窓口が設置されています。

内閣府では、DVに悩んでいる方へ、お近くの相談窓口を案内する電話番号案内サービスを提供しています。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

●全国統一ダイヤル 0570-0-55210（ここにでんわ）

※ご利用には通話料がかかります。

※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

※携帯電話や一部のIP電話からも利用できます。PHS、一部のIP電話からはつながりません。

企画・編集・発行 京都府府民生活部男女共同参画課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
TEL: 075-414-4291 FAX: 075-414-4293
E-mail: danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

配偶者等からの暴力

DV防止啓発ニュース vol.11

京都府 平成29年3月発行

デートDVって、なんだろう？ 若者層を中心に増加傾向

交際中の恋人などから受ける暴力のことです。

愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然と考え、コントロールしようとする態度や言動のことをいいます。殴る、蹴るだけが暴力ではありません。

京都府では、交際相手からの暴力を予防啓発するための冊子の配布や、職員等が出向き、デートDVについて理解を深めてもらうための講座の実施等を行っています。ぜひ御相談ください。

ところへの暴力

怒鳴る、脅す、無視する
行動を監視・制限する
携帯電話をチェックする など

からだへの暴力

殴る、たたく、蹴る
腕をつかむ、髪を引っ張る
物を投げつける など

性的な暴力

嫌がるのに体をさわる
性的な行為を強要する
裸の画像・動画を撮る など

経済的な暴力

デート代をすべて払わせる
お金を借りて返さない など

束縛 = 愛じゃない！

自分も、相手も尊重することが大切。お互いが「対等」な関係をつくりましょう。一人で悩まないで裏面の相談窓口に相談してください。



～若草プロジェクト in KYOTO～ 発足

貧困や虐待、性的搾取等で苦しむ少女や若い女性の支援を目指して活動しています。

☎ 京都府更生保護女性連盟
〒602-0032 上、烏丸通今出川上る
京都保護観察所内 ☎075-441-5141
mail: kyotokoujoren@gmail.com

改正ストーカー法が施行 被害者保護へ規制を強化

規制対象行為の「つきまとい等」に、「住居等の付近をみだりにうろつく行為」や、「SNSを用いたメッセージ送信等を行うこと」を新たに追加し、罰則を強化することを柱とした改正ストーカー規制法が、今年、1月3日に施行されました。

中・高校生らを中心に深刻化しているインターネット上のつきまとい「ネットストーカー」等、SNS等を用いたつきまといを広く定義し、規制の網を掛けることで凶悪事件の未然防止を目指します。

<ストーカー規制法における規制対象行為（つきまとい等）の例>

※波線部分が、新たに追加されました！

○つきまとい・待ち伏せ・立ちふさがり
※住居等の付近での見張り・うろつき、
住居等へ押し掛ける

○無言or連続電話・ファックス・電子メール・
※SNS (LINE, Facebook 等) を用いた
メッセージ送信等やブログ、SNS等の個人
のページにコメント等を送る

○拒否されたにもかかわらず面会・交際・
復縁を求めたり、贈り物の受け取りを
強要する

○不快感や嫌悪感を与えるもの（汚物等）
を自宅や職場に送りつけたり、玄関や
自転車等の所有物を汚す

○大声で著しく粗野または乱暴な言動を、
本人等に直接浴びせる、自宅や学校・
職場の付近などで騒ぐ

○名誉を傷つけるような内容を告げたり文
書等を送付したり、ネット上に掲載した
りする

緊急時・危険を感じたら迷わず110番

○「おかし」「いつも見てる」などと監視
していることを告げる

○卑猥な言葉で辱める、わいせつな写真や
動画を送りつけたり、ネット上に掲載・
拡散させる

= 禁止命令等の制度も見直し = （平成29年6月14日施行）

危険が差し迫っている場合、事前の警告なしに公安委員会が加害者に禁止命令を発令できるよう禁止命令の仕組みにも見直しが行われました。

今回の改正で、迅速かつ的確な対応が行えるようになったことを受け、京都府警では、現場の連携を強化し、被害者保護と、さらなる府民の安心・安全の確保に努めます。

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議

配偶者等からの暴力による被害者を支援するため、京都府・京都市・関係団体等で構成。情報の共有化を図り、それぞれの機関が行う支援等を適切に組み合わせることで、効果的かつ円滑な支援を目指しています。

＝ DV 被害者支援シンポジウムを開催＝

京都ノートルダム女子大学心理学部教授の神月紀輔氏による講演及びパネルディスカッションにより、約100名の参加者が「SNSに関係したDV」について理解を深めました。

【参加者の声】

- ・ SNS は便利だが、問題点もよく知る必要がある。
- ・ ネット拡散の怖さを、あらためて感じた。
- ・ 若者や子ども達のおかれている社会的な状況がよくわかった。思っていた以上に進んでいて驚いた。



平成28年11月8日(火) ウイングス京都(中京区)

パープルリボンキャンペーン2016



パープルリボンキャンペーン2016 平成28年11月15日



パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。京都府では、「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間(11/12～11/25)」を定め、平成22年度から、毎年、京都タワーのライトアップを行っています。

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議、京都サンガ、立命館大学チアリーダー部のみなさんをはじめ、多くの関係機関の御協力を得て、ライトアップイベントを行うとともに、啓発資材を配布、配偶者等からの暴力の根絶を呼びかけました。



啓発期間中、京都駅前広場以外でも、府内各地で一斉に街頭啓発を行い、集中的な啓発を実施しました。

今年は、20市町村28箇所において、まずDVを知っていただき、気づいていただけるよう通行人に対し呼びかけを行いました。

DV 防止啓発講座「DVを考えるつどい」

重大な人権侵害であるDVの現状や、被害者・加害者の心理等を正しく理解することで、暴力の未然防止、早期発見に繋げるため、府内2箇所で開催しています。

28年度は、京丹後市と井手町で開催しました。



「みんなで気づく、みんなできず」

DV 相談・DV 被害者グループワーク

京都府では、DV被害女性の心身の回復をサポートするための取組を行っています。人に話すのが難しいと感じている方も、一歩を踏み出してください。あなたのプライバシーは固く守ります。

【お問い合わせ先】京都府男女共同参画センターらら京都 (TEL: 075-692-3433)

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)の相談対応状況について

京都SARAは、性暴力被害を受けた方に対し、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して、被害直後から中長期にわたる総合的な支援を行う窓口として、平成27年8月に開設しました。

相談件数は日を追う毎に増加しており、今後とも本センターの周知を一層図っていきたくと考えています。

◆電話相談の内容別件数等(開設(H27.8.10)～H28.12.31)

姦強	強制わいせつ	セクハラ	性的虐待	デートDV	DV	ストーカー	その他性暴力	合計
554	232	77	75	26	25	23	90	1,102件
50.3	21.0	7.0	6.8	2.3	2.3	2.1	8.2	100%

*その他、性暴力被害以外での架電、103件

◆同行支援先件数((開設(H27.8.10)～H28.12.31))

医療機関	弁護士会	警察	その他	計
13	40	9	14	76件

◆年齢別の構成比(H28.4.1～H28.12.31)

10才未満	10才～	20才～	30才～	40才～	50才～	計
1.5	19.1	35.4	17.6	15.4	11.0	100.0%



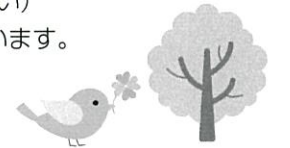
◎電話相談：年中無休、10時から20時(時間延長を検討中) TEL075-222-7711
相談内容が漏れることはありません。

◎来所相談：安心して御相談いただけます。(事前にお電話ください)

◎同行支援：ひとりで心細いときに関係機関等へ支援員が付き添います。

◎医療費やカウンセリングに係る公費負担

◎支援のコーディネート



一本の電話から、その後の人生が変わった方がいらっしやいます

夫は、新婚当初から、すぐ私を殴りました。夫の実家に先に挨拶に行くか、行く途中にある私の実家に寄って行くかなど、いつも些細なことが原因でした。夫は、すぐにとでも謝ってくれて『愛している』というので、親などには内緒にしました。

子どもが生まれると、夫は子をかわいがりましたが、私が少しでも夫より子どもを優先すると不機嫌になりました。子どもと遊んでいて、夫の呼びかけに答えられなかったとき、急にお腹や背中を殴り、踏みつけられ、息が止まりそうでした。子どもは泣いていました。夫は、子どもに『ママは気が利かないから叱っているんだよ』と自分の暴力を正当化していました。私は、いつ怒り出すかわからない夫に叱られないよう、常に自分の行動に気をつけて生活しました。それでも、夫はいろいろなきっかけから怒り出し、暴力や暴言を振るってきます。

夫は、なんでも自分ひとりで決め、家を購入する際も私の希望は一切聞いてくれませんでした。子どもは、思春期の頃から『早く家を出たい。高校も行かない。』と言い、家出を繰り返しました。子どもがいなくなったら、この家で夫と二人きりの生活になると思うと急に怖くなりました。

出かけた先のトイレで、たまたま『悩んでいませんか?』というリーフレットを見つけ、勇気をだして電話してみました。相談員さんから『あなたはDVを受けている』『あなたは全然悪くない』と聞いて、少し安心できました。それでも夫の大声を聞くとドキドキして呼吸ができなくなります。相談では『少しずつ考えましょうね』とってもらい、『DV被害者のためのカウンセリング』を紹介されました。カウンセラーから『この症状はDVによるものです』と説明してもらい合点がいくきました。

今、私は、自分が壊れてしまう前に、夫と離婚しようと決心が固まってきたところです。私の夢は、子どもと二人、安心して暮らすことです。～家庭支援総合センターに寄せられた相談内容から～

一人でDV問題を解決するのは大変です。京都府家庭支援総合センターの「配偶者暴力相談支援センター」には、専門の職員がおり、あなたのお話を聞き、お手伝いすることができます。匿名で構いません。困っていらっしやる方は、勇気をだしてお電話してください。(※開設日・時間、電話番号等は裏面に記載しています。)